

京都府国民健康保険団体連合会 総会 議事録

- I 開催日時 令和4年2月22日(火) 午後2時00分～午後2時51分(Web会議方式)
- II 開催場所 京都府国保連合会 5階 第一会議室
- III 出席者数 会 員 38名(代理及び委任状含む)
事務局 16名
- IV 付議事項

【議決事項】

(1) 令和3年度分

- 議第14号 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算(第1号)
- 議第15号 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算(第3号)
- 議第16号 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算(第1号)
- 議第17号 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算(第2号)
- 議第18号 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)

(2) 令和4年度分

- 議第1号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会事業計画
- 議第2号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会負担金の賦課について
- 議第3号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算
- 議第4号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算
- 議第5号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出予算
- 議第6号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会高額療養費支払資金貸付金特別会計歳入歳出予算
- 議第7号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算
- 議第8号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算
- 議第9号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特

- 別会計歳入歳出予算
- 議第 10 号 令和 4 年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等
事業特別会計歳入歳出予算
- 議第 11 号 令和 4 年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共
同事業特別会計歳入歳出予算

【報告事項】

(令和 3 年度分)

- 報告第 2 号 専決処分に附した令和 3 年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査
支払特別会計歳入歳出補正予算 (第 2 号) の報告
- 報告第 3 号 専決処分に附した令和 3 年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医
療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算 (第 1 号) の報告
- 報告第 4 号 専決処分に附した令和 3 年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診
査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算 (第 1 号) の報告

【その他】

令和 3 年度第 1 回外部監査結果報告に対する措置について (監事報告)

V 議事内容

(理事長挨拶)

みなさん、こんにちは。理事長をさせていただきます、京丹後市長の中山でございます。

総会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、Web 会議方式ですけれども、皆様には、ご多忙の中、ご出席を賜りました。本当にありがとうございます。

日頃は、弊会の事業運営にご理解とご協力を賜っております。この場をお借りして、重ねて厚く御礼申し上げます。

まず、冒頭、ご報告と御礼、また、引き続きのお力添えをお願い申し上げますのが、国補助の関係ですが、昨年 7 月の総会においてご説明申しあげましたが、来年度からの国保総合システムの更改、診療報酬明細書の受付や審査等を行う国保総合システムでありますけれども、2 箇年度にまたがって費用が多額に上ります。国庫補助の要望を行ってまいりましたが、先頃、4 年度について要望に沿って、54 億円の助成が国の補正予算で措置をいただいたところでございます。

ご報告申しあげて、この間、知事会、市長会、町村会、そして、全国国民健康保険組合協会の皆様方の多大なご要望ご協力を賜りました。ありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

引き続き、5 年度分もお願いしております。補助約 100 億円。これは、確保したい。今後ともご要望、お力添えを引き続きお願い申し上げます。

さて、本日の総会では、令和4年度の事業計画や各会計予算についてのご説明、ご承認をお願いしておりますほか、新型コロナウイルスワクチンの接種費用の支払いのため専決処分の補正予算のご報告などをさせていただきます。

本日は、かように不慣れなWeb会議方式による運営で皆様方にはご不便をおかけすることもあるとは存じますが、十分にご審議を賜りますようお願い申しあげて、簡単ですが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

次に、本通常総会の議長選任について、いかなる方法で選出すればよろしいでしょうか。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

特にご発言もないようですので、私より指名させていただいてよろしいでしょうか。ご異議のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

ご異議がございませんので、議長は精華町杉浦町長をお願いいたします。

— 議長による議事の進行 —

(議長)

ご指名によりまして、議長を務めさせていただきます。

精華町の杉浦でございます。本日の総会が円滑に運営できますよう、会員の皆様方のご協力をお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の通常総会の議事録署名人につきまして、恒例により議長より指名させていただいてよろしいか。ご異議のある方は、挙手をお願いします。

(挙手なし)

ご異議なしと認め、議長より指名させていただきます。

福知山市の大橋市長様、京都府衣料国民健康保険組合の堀尾理事長様、お二人にお願いいたします。

これより議案審議に入ります。

議決事項の令和3年度分、議第14号「令和3年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算(第1号)」から議第18号「令和3年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)」までを一括して議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務課長)

「議第 14 号令和 3 年度国保連合会一般会計歳入歳出補正予算(第 1 号)」から「議第 18 号令和 3 年度国保連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出補正予算(第 1 号)」を一括してご説明致します。

恐れ入りますが、議案書の 39 頁をお開きいただきまして、参考として添付しております「令和 3 年度国保連合会補正予算の概要」と標題を付けた資料を用いまして、補正予算の内容のご説明をさせていただきます。

最初に、議第 14 号の一般会計の補正は、補正額が 1 億 2 千 521 万 9 千円、補正後の額が 3 億 662 万 3 千円でございます。補正予算の内容は、京都府の委託を受けて行う介護サービス施設等に対する新型コロナウイルス感染防止対策支援費の交付に要する経費の補正、補正額 1 億 2 千 271 万 9 千円と、後期高齢者医療広域連合の委託を受けて行う医療費分析資料作成システムの改修に要する経費の補正、補正額 250 万円でございます。

次に、議第 15 号の診療報酬審査支払特別会計については、3 つの支払勘定で補正を行っております。一つ目の国民健康保険診療報酬支払勘定の補正は、補正額が 150 億円、補正後の額が 1 千 980 億 4 千 249 万 6 千円で、国保診療報酬等支出金や高額療養費支出金の補正でございます。

次の頁へ参りまして、出産育児一時金等に関する支払勘定の補正は、補正額が 3 千万円、補正後の額が 8 億 276 万 7 千円で、出産育児一時金等支出金の補正でございます。

最後に、抗体検査等費用に関する支払勘定の補正は、補正額が 18 億円、補正後の額が 252 億 4 千 940 万 6 千円で、新型コロナワクチン接種費用支出金や保健事業等支出金の補正でございます。

次に、議第 16 号の障害者総合支援法関係業務等特別会計については、障害介護給付費支払勘定の補正で、補正額が 6 億円、補正後の額が 639 億 1 千 156 万 8 千円、補正予算の内容は、障害介護給付費支出金や高額障害福祉サービス費等支出金の補正でございます。

次の頁をご覧くださいまして、議第 17 号の後期高齢者医療事業関係業務特別会計については、後期高齢者医療診療報酬支払勘定の補正で、補正額が 38 億円、補正後の額が 3 千 575 億 3 千 267 万 3 千円、補正予算の内容は、後期高齢者医療診療報酬支出金や高額療養費支出金の補正でございます。

最後に、議第 18 号の第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計の補正は、補正額が 2 億 1 千万円、補正後の額が 7 億 344 万円で、損害賠償金の支払いに要する経費の補正でございます。

令和 3 年度国保連合会の補正予算の内容は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

特にご質問がないようですので、採決に入ることをご異議ございませんか。ご異議のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

ご異議なしと認め、採決に入ります。

議第 14 号から議第 18 号について、原案のとおり承認することに反対の方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

ありがとうございました。

賛成多数と認め、議第 14 号から議第 18 号は原案のとおり承認いたします。

続きまして、議決事項の令和 4 年度分、議第 1 号「令和 4 年度京都府国民健康保険団体連合会事業計画」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：事務局次長)

議第 1 号令和 4 年度国保連合会事業計画について、ご説明致します。

45 頁をお開き願います。

はじめに、「1 4 年度事業運営に当たっての基本的考え方」でございます。

一つ目と二つ目の○では、厚生労働省及び社会保険診療報酬支払基金とともに取りまとめた審査支払機能に関する改革工程表に基づき、支払基金のシステムの一部機能を共同利用するための国保総合システムの6年度での更改に向けた取組が本格化することに加えて、支払基金とのシステムの8年度での共同開発に備えて、厚労省及びデジタル庁の参画の下、準備を進める必要があるとしております。

次に、三つ目の○では、6年度と8年度の短期間に2度の更改が必要となることから、国保総合システムの更改費用が多額に上ることや、国保連の他のシステムについても同様に、国の規制改革やデジタル改革の取組の影響を受けることも考えられ、今後は、システムの更改費用の増加に備える必要があることを記載しています。

このような状況を受けて、四つ目の○におきまして、システムの円滑な更改と財政運営の透明性の向上のため、今後は、3年を一期間とする収支見通しを基に財源確保に努めるなど、中期的な視点に立った事業運営を行うとしております。

また、五つ目と六つ目の○では、介護保険におけるケアプランデータ連携システムの運用や市町村国保への加入勧奨ファイルの提供などの業務を新たに実施するなど、弊会の業務量は増加し続けておりますが、4年度においても、これまでどおりの人員体制の下で業務の実施に万全を期すことを記載しております。

次の頁をお開き願います。

引き続きまして、「2 4 年度事業計画における主な取組」について、6つの項目を掲げておりますので、順次、概要をご説明致します。

まず、(1) 審査支払機能に関する改革工程表に基づく取組の推進でございます。

国保連におきましては、改革工程表に基づき、審査結果の不合理的な差異の解消に向けた取組と支払基金と国保中央会及び国保連のシステムの整合的かつ効率的な在り方の実現に向けた取組を進めることとしております。

まず、「ア」の審査結果の不合理的な差異の解消に向けた取組では、支払基金と国保連におけるレセプトのコンピュータチェックの整合性を6年4月に確保するとの目標に向けまして、国保総合システムのコンピュータチェックの内容を4年10月までに全国統一する取組を続けております。

次に、「イ」の支払基金と国保中央会及び国保連のシステムの整合的かつ効率的な在り方の実現に向けた取組では、整合性を確保するため、国保総合システムの6年4月の更改において、支払基金のシステムの一部機能を共同利用することとしております。また、効率性の実現のため、支払基金との8年4月のシステムの共同開発に向けた準備を進めて参ります。

次の、(2) 介護保険におけるケアプランデータ連携システムの構築及び運用は、国の規制改革実施計画に基づく取組でございます。

手書きで作成されている介護保険のケアプランを電子データ化するシステムを4年10月から試行的に稼働させるとともに、国保連においては、事業所からの利用届け出の確認などの業務を進めて参ります。

次の頁をご覧くださいまして、(3) 市町村国保への加入勧奨ファイルの提供でございます。

被用者保険における資格喪失後の受診から3箇月を経過してもなお新資格が登録されていない方を、オンライン資格確認等システムから抽出して作成した加入勧奨ファイルを市町村へ提供する取組を始めます。

次に、(4) 新型コロナワクチンの追加接種費用請求支払業務でございます。

新型コロナワクチンの接種費用請求支払業務につきましては、住所地外の医療機関でのワクチン接種費用の請求支払業務に加えて、弊社独自に、住所地内の医療機関での接種に係る請求支払業務についても、一部の市町村から受託しており、3回目のワクチン接種が円滑に進むよう引き続き必要な体制を整備して参ります。

次の、(5) 中期的視点に立った事業運営の推進につきましては、事業運営に当たっての基本的考え方の説明でも申し上げましたように、今後は、業務に用いる各種システムの円滑な更改が重要であることから、3年を一期間とする収支見通しを基に財源確保に努めるなど中期的な視点に立った事業運営を行って参ります。

最後に、(6) 各種研修事業の実施でございます。

4年度に予定しております研修会等につきましては、54頁に記載の4年度研修会等予定のとおりでございます。詳細日程等が固まりましたら、その都度ご連絡させていただきます。

なお、Web会議システムを活用し、研修会等に参加していただきやすい環境づくりに努めて参ります。

48頁にお戻りいただきまして、「3 4年度個別取組」でございます。

4年度の個別取組につきましては、48頁から53頁にかけまして、ただ今ご説明しました主な取組を含め126項目に上る取組を掲げております。

時間の関係もあり、個々の取組についての説明は省略させていただきますが、いずれの取組につきましても、着実な進捗に努めて参ります。

令和4年度事業計画についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

特にご質問がないようですので、採決に入ることをご異議ございませんか。ご異議のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

ご異議なしと認め、採決に入ります。

議第1号について、原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

(挙手なし)

ありがとうございました。

賛成多数と認め、議第1号は、原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第2号「令和4年度京都府国民健康保険団体連合会負担金の賦課について」から議第11号「令和4年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出予算」までを一括して議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：財務課長)

議案書55頁をお開き願います。

議第2号令和4年度国保連合会負担金の賦課について、ご説明致します。

4年度の負担金は、平等割負担金が1保険者につき16万円、被保険者割負担金が被保険者1人につき60円で、いずれも前年度と同額でございます。

引き続きまして、57頁「議第3号令和4年度国保連合会一般会計歳入歳出予算」から181頁「議第11号令和4年度国保連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出予算」までの各会計の予算については、187頁の「令和4年度国保連合会予算の概要」を用いてご説明します。

189頁をお開き願います。

はじめに、「1 国保連合会の予算区分」でございます。

弊会の予算は、一般会計と8つの特別会計に区分して調製しており、うち5つの特別会

計では、職員の人件費等の業務に要する経費を計上する業務勘定と診療報酬金等の支払いに必要な経費を計上する支払勘定を設けております。4年度予算の概要については、業務勘定や支払勘定と一般会計やその他の特別会計に区分してご説明致します。

まず、「2 業務勘定の予算案」の「(1) 診療報酬審査支払特別会計業務勘定」でございます。

4年度収入見込額 28 億 5,466 万 1 千円は、診療報酬等審査支払手数料等や国保総合システムの開発費に充当する減価償却引当資産繰入金の増等により、前年度を 3 億 4,651 万 6 千円上回っております。

190 頁をお開き願います。

一方で、端末機器やネットワーク機器等の置換え費用の増等により、4年度支出見込額は、前年度を 4 億 4,987 万 4 千円上回る 29 億 5,801 万 9 千円となり、「③収支の状況」に記載のとおり、収入見込額が支出見込額に対して 1 億 335 万 8 千円不足しております。この財源不足については、財政調整基金積立資産の取崩しにより補てんしております。

191 頁をご覧願います。

「(2) 介護保険事業関係業務特別会計業務勘定」でございます。

介護給付費等審査支払手数料等や端末機器の置換え等に充当する減価償却引当資産繰入金が増等により、収入見込額は、前年度比 1,882 万 4 千円増の 4 億 7,328 万 3 千円となっております。

また、支出見込額については、経費節減等により、前年度を 2,302 万円下回る 4 億 3,143 万 9 千円となり、収入見込額が支出見込額を 4,184 万 4 千円上回っております。この超過する財源については、積立上限額に対する積立割合が低い減価償却引当資産積立金へ積立てております。

192 頁をお開き願います。

「(3) 障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定」でございます。

給付費審査支払手数料等が増となる一方、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化等積立資産からの繰入金の減により諸収入その他が減となることなどから、収入見込額は、前年度比 45 万 5 千円減の 1 億 5,474 万 6 千円となっております。

また、支出見込額についても、経費節減等により、前年度を 3,132 万 7 千円下回る 1 億 2,387 万 4 千円となっており、超過する財源 3,087 万 2 千円については、財政調整基金積立資産及び ICT等を活用した審査支払業務等の高度化等積立資産へ積立てております。

193 頁をご覧願います。

「(4) 後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定」でございます。

診療報酬等審査支払手数料等や国保総合システムの開発費に充当する減価償却引当資産繰入金が増等により、収入見込額は、前年度比 1 億 9,705 万 4 千円増の 14 億 6,686 万 3 千円となっております。

一方で、端末機器やネットワーク機器等の置換え費用の増等により、支出見込額は、前年度を 2 億 9,201 万円上回る 15 億 6,181 万 9 千円となり、収入見込額が支出見込額に対して 9,495 万 6 千円不足しております。この財源不足については、財政調整基金積立資産の取崩しにより補てんしております。

194 頁をお開き願います。

最後に、「(5) 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定」でございます。

特定健診手数料等の増等により、収入見込額は、前年度比 1,309 万 5 千円増の 6,427 万 8 千円となっております。

また、支出見込額についても、減価償却引当資産やシステム導入作業経費積立資産への積立金の増等により、前年度比 1,309 万 5 千円増の 6,427 万 8 千円となり、収支は均衡しております。

なお、この特別会計の業務勘定におきましては、4 年度から 6 年度までの 3 年間の収支見直しによる 1,345 万 3 千円の収支不足を解消するため、手数料を 4 年度から平均 9.2% 改定させていただくこととしており、その結果、収支が均衡するものでございます。

195 頁をご覧ください。

引続きまして、「3 支払勘定の予算案」における「(1) 予算案の見込み方」でございます。

3 年 9 月までの支払実績額を基に算定した 3 年度支払見込額に、支払額の過去 3 箇年の伸び率のうち最も高い伸び率に 0.1 を加算した率を乗じて 4 年度支払見込額を見積もっております。

次に、(2) 予算案の概要をご覧くださいまして、この頁の「①診療報酬審査支払特別会計」から次の頁の「⑤特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計」にかけて、各支払勘定の歳入歳出予算額と前年度比較を表にまとめております。

特徴的な点をご説明しますと、「①診療報酬審査支払特別会計」では、新型コロナウイルス感染拡大による受診控えの減少や同感染症に係る公費負担医療費の増などから、国民健康保険診療報酬支払勘定や公費負担医療診療報酬支払勘定が増となっております。また、抗体検査等費用が前年度に比べて増加しておりますのは、新型コロナウイルスワクチン接種費用が前年度の当初予算には計上できていなかったことによるものでございます。

次の「②介護保険事業関係業務特別会計」と「③障害者総合支援法関係業務等特別会計」の支払勘定はいずれも、前年度を上回る予算額となっております。

196 頁をお開き願います。

「④後期高齢者医療事業関係業務特別会計」においても、新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療費の増などから、公費負担医療診療報酬支払勘定の予算が前年度から大きく増加しております。

最後に、「⑤特定健康診査・特定保健指導等事業」では、健診控えの減少を受けて、両支払勘定ともに大幅な増額となっております。

最後に、「4 一般会計及びその他の特別会計の予算案」における「(1) 予算案の見込み方」でございます。

一つ目の○では、一般会計については、保険者からの負担金を財源として、總會等の開催や保健事業関係研修会に要する経費等を見込んでいることを記載しています。

次に二つ目以降の○は特別会計の予算の見込み方で、職員退職手当金特別会計では、自己都合退職者 1 名の退職手当金と退職給付引当資産への積立金を見積もっております。

また、三つ目の○のとおり、高額療養費支払資金貸付金特別会計の予算は、貸付実績を

基に前年度並みの予算としています。

最後に四つ目の○の第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計の予算の見込み方は、支払勘定と同様でございます。

なお、一般会計等の歳入歳出予算額等は、197 頁の表に記載のとおりでございます。

次の 199 頁は、各会計の予算案の総括表でございます。

201 頁をお開き願います。

「6 積立資産等の状況」でございます。次の頁にかけまして、4 年 2 月 1 日現在の 3 年度末及び 4 年度末の積立資産等の残高見込を業務勘定ごとに取りまとめております。

国保総合システムの開発費に充当するための取崩しと財源不足を補うための取崩しを行う診療報酬審査支払特別会計の減価償却引当資産と財政調整基金積立資産については、4 年度末の残高見込額が前年度見込額を下回っております。また、次の頁（202 頁）をご覧くださいまして、後期高齢者医療事業関係業務特別会計についても同様に、二つの積立資産の 4 年度末残高見込額が減となります。

また、この特別会計においては、システムの運用サポート費用に充当するための取崩しにより、ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化等積立資産の 4 年度末の残高見込額が前年度見込額を下回っております。

なお、この他の積立資産の 4 年度末残高見込額については、いずれも前年度見込額を上回る状況でございます。

203 頁をご覧ください。

「7 手数料及び負担金一覧」で、4 年度に改定をお願いする手数料についてご説明致します。

この頁の「(2) 診療報酬審査支払特別会計」の項番⑨「国保総合システム等機能強化手数料」は、弊会を經由して国保中央会へ納付しているもので、国保総合システムの開発、保守及び運用作業に係る体制強化の費用に充てるため、4 年度及び 5 年度の手数料がレセプト 1 件当たり 2 円 99 銭から 3 円 76 銭に改定されております。

次に 204 頁「(3) 後期高齢者医療事業関係業務特別会計」項番⑩、⑫、205 頁の項番⑬、⑭の各手数料につきましては、業務実費の改定に伴う改定等でございます。

また、「(4) 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計」項番①から⑥及び項番⑧の各手数料については、先ほどご説明しましたように、4 年度から 6 年度までの収支見通しによる 1 千 345 万 3 千円の収支不足を解消するために改定をお願いするものでございます。

なお、いずれの手数料の改定につきましても、保険者の皆様方にはやむをえないとご理解をいただいております。

最後に、208 頁と 209 頁は職員給与費明細書でございます。

国保中央会への派遣職員の減により、4 年度の職員数は前年度比 1 名減の 106 名としております。

令和 4 年度予算の概要についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

特にご質問がないようですので、採決に入ることをご異議ございませんか。ご異議のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

ご異議なしと認め、採決に入ります。

議第 2 号から議第 11 号について、原案のとおり承認することに反対の方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

ありがとうございました。

賛成多数と認め、議第 2 号から議第 11 号までは原案のとおり承認いたします。

次に、報告聴取に移ります。

報告第 2 号「専決処分に附した令和 3 年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）の報告」から報告第 4 号「専決処分に附した令和 3 年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）の報告」までについてを一括して、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務課長)

「報告第 2 号専決処分に附した令和 3 年度国保連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算(第 2 号)の報告」から「報告第 4 号専決処分に附した令和 3 年度国保連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算(第 1 号)の報告」を一括してご説明致します。

恐れ入りますが、議案書の 245 頁をお開きいただきまして、参考として添付しております「令和 3 年度国保連合会補正予算(理事専決分)の概要」と標題を付けた資料を用いまして、補正予算の内容のご説明をさせていただきます。

最初に、報告第 2 号の診療報酬審査支払特別会計の補正については、2 つの支払勘定で補正を行っております。一つ目の公費負担医療に関する診療報酬支払勘定の補正は、補正額が 13 億 8 千 5 百万円、補正後の額が 45 億 3 千 891 万 9 千円で、障害者総合支援法に基づく更生医療や感染症医療及び難病医療等の公費負担医療支出金の補正でございます。

二つ目の抗体検査等費用に関する支払勘定の補正は、補正額が 8 億円、補正後の額が 234 億 4 千 940 万 6 千円で、新型コロナワクチン接種費用支出金の補正でございます。

次に、報告第 3 号の後期高齢者医療事業関係業務特別会計については、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定の補正で、補正額が 4 億 7 百万円、補正後の額が 18 億 9 千 616 万 9 千円、補正予算の内容は、障害者総合支援法に基づく更生医療や感染症医療等の公費負担

医療支出金の補正でございます。

次の頁へ参りまして、最後に、報告第4号の特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計の補正については、2つの支払勘定で補正を行っております。一つ目の特定健診・特定保健指導等費用支払勘定の補正は、補正額が3億3千万円、補正後の額が9億1千340万2千円で、特定健診・特定保健指導等費用支出金の補正でございます。

二つ目の後期高齢者健診等費用支払勘定の補正は、補正額が2億4千5百万円、補正後の額が5億6千823万7千円で、後期高齢者健診等費用支出金の補正でございます。

令和3年度国保連合会の補正予算(理事専決分)の内容は、以上のとおりでございます。

(議長)

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

特にご質問がないようですので、ご了承いただいたものといたします。

以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

ここで、事務局から報告があるようですので、聴取いたします。

(事務局：総務課長)

議案書の247頁をお開きいただきまして、令和3年度1回目の監査法人による外部監査の結果報告を受けて弊会が講じた措置について、国保連合会外部監査契約に基づく監査に関する取扱要綱第7条第2項の規定に基づき、監事の方々から当該資料のとおり総会へ報告がなされておりますので、その概要を事務局からご説明します。

3年度1回目の外部監査は、昨年10月27日及び28日に、弊会が昨年4月から導入した一般競争入札制度を対象として実施されております。

この監査では、一般競争入札制度の導入の効果や課題について検証を行うこと、予定価格算定の際の参考見積は2者以上の複数の事業者からの徴取を徹底すること、入札参加資格の確認方法を定めること、また、入札参加資格の入札公告への記載方法について検討することなど9項目にわたる指摘を受け、これを受けて講じた改善措置はいずれも監査法人の了解も得ているところでございます。

令和3年度第1回外部監査結果報告に対する措置についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

特にご質問もないようですので、報告聴取はこの程度にとどめ、これをもちまして通常

総会を終了させていただきます。

長時間にわたり、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。また、円滑にすべての審議が終了できましたことを重ねてお礼申しあげまして、議長を退任させていただきます。

どうも、ありがとうございました。

(鎌田副理事長挨拶)

副理事長を仰せつかっております、京都芸術家国民健康保険組合の鎌田でございます。通常総会の閉会に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

本日は、会員の皆様方には大変お忙しい中にもかかわらず、総会にご出席いただき、全ての議案をご承認賜りましたことを厚く御礼申しあげる次第でございます。

令和4年度の事業計画にもございましたように、オンライン資格確認の実施や新型コロナワクチン接種費用の請求支払業務に加えまして、4年度からは、介護保険におけるケアプランデータ連携システムの運用や市町村国保への加入勧奨ファイルの提供といった新たな業務に着手することとなります。

このように、国保連合会の業務は増加を続けておりますが、引き続き、業務の効率的、効果的な実施に努めて参りますので、会員の皆様方には力強いご支援を賜りますようお願い申しあげ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。